平成２２年（フ）第３８０号
横浜市都筑区大熊町64番地１　オークハイツ大倉山106
債務者　橋本　和敏
1　決定年月日時　平成22年３月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三品　　篤
4　破産債権の届出期間　平成22年４月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年５月18日午前11時20分
6　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第１３６号
山形県鶴岡市昭和町７番48号
債務者　菅　　弘美
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊原　　茂
4　破産債権の届出期間　平成22年３月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年５月31日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２２年（フ）第２２５号
川崎市宮前区宮崎２丁目７番地43　エスティ宮崎台301
債務者　平川　誠一
1　決定年月日時　平成22年３月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古澤　眞尋
4　破産債権の届出期間　平成22年４月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年６月８日午前10時
6　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２２６号
川崎市宮前区宮崎２丁目７番地43　エスティ宮崎台301
債務者　平川　章子
1　決定年月日時　平成22年３月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古澤　眞尋
4　破産債権の届出期間　平成22年４月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年６月８日午前10時
6　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１７２号
神戸市中央区中山手通６丁目７番５号ランマンション301号
債務者　上山惠美子
1　決定年月日時　平成22年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森　　有美
4　破産債権の届出期間　平成22年４月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月25日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１号
兵庫県加古川市志方町東中234番地の４
債務者　藤井　光枝
1　決定年月日時　平成22年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　直樹
4　破産債権の届出期間　平成22年４月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月28日午前10時10分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第２７号
鳥取県鳥取市馬場179番地
債務者　前場　照秋
1　決定年月日時　平成22年３月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　瀬古　智昭
4　破産債権の届出期間　平成22年４月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月27日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年５月27日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６号
大分県竹田市久住町大字久住4772番地
債務者　田北　睦夫
1　決定年月日時　平成22年３月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　利武
4　破産債権の届出期間　平成22年４月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月８日午前11時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
大分地方裁判所竹田支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第８号
山形市大字渋江７番地、前住所山形市伊達城２丁目７番地22
債務者　鈴木　義幸
1　決定年月日時　平成22年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１８号
山形県北村山郡大石田町大字駒籠87番地
債務者　星川　幸男
1　決定年月日時　平成22年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１９号
山形県北村山郡大石田町大字駒籠87番地
債務者　星川　大輔
1　決定年月日時　平成22年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４２号
山形県尾花沢市大字尾花沢3314番地23
債務者　三上恵理子
1　決定年月日時　平成22年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４６号
山形県東根市一本木１丁目３番11―111号　アスペンベールＡ
債務者　森谷　明英
1　決定年月日時　平成22年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
山形地方裁判所民事部